野總茗話

四卷

口仁學
1529

門口七郎
1423

野總茗話序

撣人之職誦王之志道國之政事以巡兀下之邦國而語之使萬民龢說而正王面余至此溶知先王設教詳且悉也兀下大矣敝矣非一人所能馭宰佐焉有司行焉吏令焉民聽焉而後君奉拱於上而兀下治焉氓之嗤々可使由不可使知不知則疑々則不服故置撣人之職誦王之志道國之政事以巡兀下邦國而語之此所謂道之以德齊之以禮廼自卤自東自南自北靡不思而服者也叔世不肰任智恃力一斷刑濬敬讓傳愛之道蕩肰令之不行執刀鋸立撻五刑不足鑿鼎抽脅鑊亨之肅然鬼薪白粲桎梏之苦楚興焉悲夫廢古衢而用吏治而豈其治哉常盤子好古以逸民圃處東卤南北教人為譬古鄉先生之流也適脊畚問者輯其言自題曰野總茗話問序於予々曰善哉常盤子方今聖世興固之衢除苛酷之政政教大闡庶績大熙五常可六三王可四但邉鄙窮鄉之民一夫脊不興被堯舜之澤者則脊缺虐治也子脊耳提詢

明治四十三年四月八日
吉田東伍氏寄贈

々孝悌之教々人入于心施于身則鼓吹
休明順
意意者也是集也艸莽之言已而亦人教人為警警
置亦職則鉥說萬民必脊可觀者焉示見
聖世之比屋可封之脊端云因論圖衛以為序常
盤子名潭北野之烏山人
享保癸丑之二月
東都圖書府主事錦江鳴鳳郷 [illegible]
書于芙蓉樓

印 二

野總若話 [illegible]

野州後学常盤潭北述

[illegible]

[illegible]

一 天下平はるそ者き所以し者は乃ち[illegible]
[illegible]
なく天下一日も安くんや先人の教へ常と世を[illegible]
乃ち[illegible]
人の義を[illegible]
天地乃ち[illegible]
[illegible]
[illegible]

人に生なるものをそなへ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

これ智りて行なうこと又一寸二寸を、伐ぬいて行なう（つくれる）自恭（？）

自棄（？）の性の人のなかに、ひとりうち業の骨ある者とやはり行なわれ、早く頃き安一性人の人たりの犯して後のやむ一倫のなり

一

悪指たらん人の性はあるべきこと、栗のなかに栗のなかに栗のなかに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　或問学問ハ必ず学問段々ニ成り行き日々ニ進ミ業を積て学問一人なるべし　答曰学問ハ業を積て学問一人なるべし　又業の深き人ハ学問を深くするなり　問て学を行ふ人ハ学問を深くするや

[illegible]

虚人實人

或問世間の人に実人と虚人とあるは如何なる者か、答曰、人心柱のなきを虚人と云ふ、心柱ハ義心正直を主とする心なり、此心柱なくして外物に誘はれ、人に引かれ、虚人心柱なければ、[illegible]

[illegible]

[illegible]

人に必一つのよき事あり、[illegible]

或問世間に絶無一芸なる人あるか、答曰、[illegible]

[illegible]

[illegible]

倹約と吝嗇乃違二ヶ条

或問果て分倹約を嘗めつゝ吝嗇のきらひ世間に多く混淆せられ世人の好味とやらんき嫌ひ知り
ぬるは如何なるわけぞと吾答ていはく倹約と吝嗇とは其名目は同じけれども其実は大に違ひ
たり倹約は身の用ゐを節せずして人の為ふ所に応じ物の入用に従ひて放ち費すなり吝嗇は
倹約を似せて人の為ふ所に応ずるなれども物の入用を惜むなり放ち費すと惜むとは其実
大に違ひたり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを
節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずる
なり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば
人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は
物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ
所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐ
を節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ず
るなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節する
なれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり
倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば
人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は
物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為
ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の
用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ
所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の
用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為
ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は
物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば
人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり
吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節
するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の
為ふ所に応ずるなり倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ず
るなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約
は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は物の
用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の
用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり吝嗇は
物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に応ずるなり
倹約は物の用ゐを節するなれば人の為ふ所に
応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節するなれば
人の為ふ所に応ずるなり倹約は物の
用ゐを節するなれば人の為ふ所に
応ずるなり吝嗇は物の用ゐを節
するなれば人の為ふ所に応ず
るなり倹約は物の用ゐを節
するなれば人の為ふ所に
応ずるなり吝嗇は物の
用ゐを節するなれば
人の為ふ所に応ず
るなり倹約は物の
用ゐを節するなれば
人の為ふ所に
応ずるなり
吝嗇は物の
用ゐを節
するなれば
人の為ふ
所に応ず
るなり
倹約は
物の用
ゐを節
するな
れば人
の為ふ
所に応
ずるな
り吝嗇
は物の
用ゐを
節する
なれば
人の為
ふ所に
応ずる
なり倹
約は物
の用ゐ
を節す
るなれ
ば人の
為ふ所
に応ず
るなり
吝嗇は
物の用
ゐを節
するな
れば人
の為ふ
所に応
ずるな
り倹約
は物の
用ゐを
節する
なれば
人の為
ふ所に
応ずる
なり吝
嗇は物
の用ゐ
を節す
るなれ
ば人の
為ふ所

或ハ浮世のねむり仮或ハ仏を聚飲の石盗賊等ハ世乃害者ニ云へ
化物ヲ佛ヒ人を喰ふ毒ハ珍猫化をれ乃毒ハ[illegible]て素とたち益をこ役
横しなきを穀を助る益ハ猫拙ハ昇しなを其益なるハ一没し御るよ人ハ
て世ハ益ハ害もハ悪喜毒ハ二使わ[illegible]ハ害ハ
へ一時ハ遇しそい藪島へ益ハ益ハ一身の患ハ[illegible]

一

或領主身を脩り家を齊ノ民を保んぜ[illegible]
ハ刑罰なく[illegible]
者其作ハ[illegible]
に遠ハ[illegible]
小古例舊法[illegible]
[illegible]

君たるの徳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

野總名話卷四大尾

本冊二十一枚　總數七十六枚

111 A